

1 建設リサイクルの各種施策

（1）建設副産物対策の実務上の留意点

本資料では、現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を、着工前から竣工後に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、協力業者（下請負人）それぞれについて取りまとめました。

以下の図は建設リサイクルの標準的な事務処理の流れを表しています。この順番にそって、各々の段階で適用される法律等を紹介します。



◇本編の読み方

1 枠の意味



…必要義務規定



…努力義務規定



…関連法の参考規定



…国土交通省直轄工事の運用

2 法令の略称

- ・ 建り法……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建り法規則……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則
- ・ 分別解体等省令……………特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
- ・ 建り法基本方針……………特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材
廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- ・ 資法……………資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 資法令……………資源の有効な利用の促進に関する法律施行令
- ・ 再生資源判断省令……………建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令
- ・ 指定副産物判断省令……………建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき
事項を定める省令
- ・ 廃法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3 関連通知…記述内容を規定した通知の名称等

STEP 1 着工前

① 事前調査（計画・設計）

建築物等のライフサイクル全体を考慮し、長期的使用に資する設計や将来の解体時を考慮した設計に努めつつ、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を基本として、工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などについて検討しなければなりません。（*建リ法基本方針等*）
 <努力義務規定>

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。（*資法4条1項*）<努力義務規定>
 構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。（*資法4条2項*）<努力義務規定>

参考 特定再生利用業種として建設業を指定（土砂、コンクリート塊（以下「Co 塊」）、アスファルト・コンクリート塊（以下「As 塊」）の再生資源利用（*資法2条8項、資法令2条、資法令別表第2*）
 建設業における指定副産物の指定（土砂、Co 塊、As 塊、木材の再資源化）（*資法2条13項、資法令7条、資法令別表第7*）

対象者（黒字）

発注者※

元請業者

協力業者（下請負人等）

※計画・設計に大きな影響力を有しているため、発注者の役割がここでは重要である

建設リサイクル法では、分別解体等、再資源化等の実施義務の主体は建設業者とされており、また廃棄物処理法でも、廃棄物の処理責任は排出事業者（元請業者）とされており、建設副産物のリサイクル推進は、建設業者が中心的な役割を担っています。

しかし、関連法である資源有効利用促進法では、施工段階での取り組みのみならず、計画・設計段階から取り組むことが重要という考え方から、発注者にも原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用など、一定の役割を求めています。

特に、国土交通省発注工事においては、次の枠内のような措置がとられています。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

1 リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）の作成

計画・設計にあたり、次のような検討等を行い、「リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）」を作成します。

- ① 発生する建設副産物の種類、質、数量の把握
- ② 建設副産物の発生の抑制や再利用の促進に資する工法・資材の採用可否の検討
- ③ 発生建設副産物の種類に応じた処理方法、処分先の検討

→**関連通知**「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

2 再生資源の利用基準

具体的な再生資源の利用に関連する技術基準等が定められています。

- ① コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）
- ② 発生土利用基準
- ③ 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

→**関連通知**「発生土利用基準について」「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等

また、民間工事では、施工者が発注者に準じて運用することが望まれています。

② 発注計画の作成等（積算・発注）

計画・設計で検討した工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などを施工条件として明示し、必要な費用を計上するとともに、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければなりません。

（建リ法基本方針）

＜努力義務規定＞

対象者（黒字）

発注者※

元請業者

協力業者（下請負人等）

発注者は、積算・発注に当たって、情報交換・調整をはじめ再資源化施設所在地・受入条件等の把握を十分に行い、積算に反映することが必要です。

特に、国土交通省発注工事においては、次のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

1 リサイクル計画書（積算段階）の作成

積算にあたり「リサイクル計画書（積算段階）」を作成します。リサイクルできない場合には、「リサイクル阻害要因説明書」を作成します。

→関連通知「建設リサイクル推進に係わる実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

2 リサイクル原則化ルールの適用

- ① Co 塊、As 塊、建設発生木材の現場から再資源化施設への搬出（建設発生木材については、縮減の上での最終処分ですでに足りる場合も規定）
- ② 建設汚泥の他の工事現場又は再資源化施設への搬出（縮減の上での最終処分ですでに足りる場合も規定）
- ③ 建設発生土の他の工事現場への搬出
- ④ 再生骨材の利用
- ⑤ 再生加熱アスファルト混合物の利用
- ⑥ 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

については、一定条件の下、**原則として経済性に関らず実施**します。

→関連通知「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」

3 適正積算

原則として指定処分とし、運搬費用、再資源化等に要する費用等については適正に計上するとともに、再生資源については、品質等を考慮しつつ、**可能な限り建設資材として活用**します。

→関連通知「事業執行における積算等の留意事項について」

「営繕事業執行における積算等の留意事項について」

4 条件明示

設計図書には、

- ① 建設発生土が発生する場合は、発生土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
 - ② 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
 - ③ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件
 - ④ 再資源化施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
 - ⑤ 再生資材の利用
 - ⑥ 建設発生土の利用
 - ⑦ 指定副産物の搬出
 - ⑧ 特定建設資材の分解解体等・再資源化等（対象建設工事の場合）
 - ⑨ その他の協議事項
- 等を明示します。

→関連通知「条件明示について」「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について」

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、施工者がこれに準じて運用することが望めます。

③ 事前調査 ④ 現場分別等の計画の作成

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体等の計画等を作成しなければなりません。

(建リ法 9 条 1 項、同 2 項、建リ法規則 2 条 1 項 1 号、同 2 号)

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になります。対象建設工事については、事前調査と現場分別の計画等を作成しなければなりません。

なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が違いますので注意してください。

⑤ 発注者への説明 ⑥ 受領・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。

(建リ法 12 条) <必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出は発注者に義務付けられていますが、実際に分別解体等を実施するのは工事の受注者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・受注者間の請負契約の内容が一致していることが必要です。

このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき届出事項について書面で説明しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

⑦ 工事請負契約

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体等・再資源化に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

(建リ法13条、分別解体等省令4条) **<必要義務規定>**

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

不法投棄等の不適正処理を防ぐため、分別解体等については、発注者と元請業者の間、元請業者と下請請人の間等のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、それに要する費用が適正に支払われることが重要です。そのため、対象建設工事においては、元請契約・下請契約において、下記の事項を契約書面に記載しなければなりません。

■契約書記載事項（分別解体等省令4条）

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

⑧ 事前届出

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、工事着工の7日前までに都道府県知事等へ届出なければなりません。

(建リ法10条、分別解体等省令2条) **<必要義務規定>**

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

発注者は、受注者に対して施工方法等について監理・監督する立場にあるため、分別解体等の実施についても、発注者が主体的に管理することが望めます。また、発注者は建設工事の注文者であり、建設廃棄物の排出の原因者でもあることから、従来から再資源化等に協力する責務が法令で定められています。

これらの理由により、適正な分別解体等を実施するため、対象建設工事においては、発注者又は自主施工者は、工事の着手の 7 日前までに「分別解体等の計画等」とあわせて「届出書」を都道府県知事等に提出しなければなりません。

なお、届出は発注者から委任状を受けて元請業者が届け出ることができます。

また、着工前に届出事項に変更がある場合や、都道府県知事から変更命令があれば「変更届」を提出します。

なお、届出の様式は国土交通省のリサイクルホームページの建設リサイクル法第 10 条届出様式集からダウンロードでできます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/todokede/todokedeyoushiki.pdf>)

＜国土交通省管轄工事の運用＞

国や地方公共団体等については、対象建設工事の届出の代わりに通知を行うこととされており、国土交通省直轄工事での具体的な取扱いは下記通知に基づき行うこととしています。

→関連通知「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について」

⑨ 施工計画の作成等

建築物の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材の廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければなりません。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければなりません。 (建リ法 5 条) ＜努力義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

建設業者に対しては、発生抑制、分別解体及び廃棄物の再資源化の努力が義務付けられています。

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。（資法4条1項）

構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。（資法4条2項）

＜努力義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

また、関連法である資源有効利用促進法では、発注者、施工者の双方に、原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成しなければなりません。（資法 15 条、同34条、再生資源判断省令 8 条 1 項、同 2 項、指定副産物判断省令 7 条 1 項、同 2 項）

＜必要義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

資源有効利用促進法において、土砂、Co 塊、As 塊の再生資源又は再生品を利用すべき業種（特定再利用業種）として建設業が指定されています。また、再資源化すべき副産物（指定副産物）として建設発生土、Co 塊、As 塊、建設発生木材が指定されています。そのため、工事ごとの再生資源利用促進計画に基づき、再資源化施設に持ち込むことと併せて、再生資源利用計画に基づき、再生資源の積極的活用を検討することが必要です。

参考 特定再利用業種として建設業を指定（土砂、Co 塊、As 塊の再生資源利用）
（資法2条8項、資法令2条、資法令別表第2）

建設業における指定副産物の指定（土砂、Co 塊、As 塊、木材の再資源化）

（資法2条13項、資法令7条、資法令別表第7）

1. 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の作成

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、下表に示す一定規模未満の工事についても同様に作成・提出することが望めます。

なお、再生資源は種類ごとに主な利用用途が定められています（①事前調査（計画・設計）参照）ので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生資源の活用を検討してください。他の用途についても、土質改良や適切な施工管理等によって使用可能であれば積極的に利用するよう努めてください。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望めます。

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 1,000m ³ 以上 2. Co 塊、As 塊、建設発生木 } 合計 200t 以上 材	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 1,000m ³ 以上 2. 砕石 500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物 200t 以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

2. 廃棄物処理計画の作成

指定副産物以外の廃棄物も多量に発生することから、適正処理を確保するため、廃棄物処理計画を作成することも望めます。

廃棄物処理計画

1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託内容

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

なお、発注者についても、元請業者に再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画の作成を指導することが望めます。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望めます。

＜国土交通省管轄工事の運用＞

国土交通省発注工事においては、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を施工計画に含めて提出させることとしており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

→関連通知「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

⑩ 届出事項の告知・確認 ⑪ 工事下請負計画

建設リサイクル法の対象建設工事の下請負計画を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。（建リ法 12 条 2 項）

また、当該下請契約の際には、分別解体等・再資源化に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

（建リ法 13 条、分別解体等省令 4 条）

＜必要義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

下請負人は、発注者が届け出た分別解体等の方法が分からなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報を入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請負人へ告知しなければなりません。

下請負人はそれを確認する必要があります。

また、下請負契約においては、発注者と元請業者との契約と同様、下記の①～④の内容を契約書面に記載する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」「0 円」となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており（廃法 12 条）、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

■契約書記載事項

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

⑫ 工事着手前の措置（事前措置）

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。

（建リ法9条2項、建リ法規則2条1項3号）

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、次の措置を講じなければなりません。

■事前措置の内容とその主な留意点

- ① 作業場所の確保
- ② 搬出入経路の確保
- ③ 残存物品の搬出の確認（発注者処理）（解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
 - ・PCB 廃棄物（PCB 廃棄物特別措置法）：発注者保管
 - ・冷媒フロン（フロン回収破壊法）：回収業者（知事登録業者）に引渡し
- ④ 付着物等の除去（解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
 - ・飛散性アスベスト

〈吹付けアスベスト除去〉

 - *労働安全衛生法・大気汚染防止法により粉じん飛散措置を講じる
 - *特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

STEP 2 工事中

⑬ 施工（分別解体等）

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別しなければなりません。

（建リ法 9 条 1 項、同 2 項、建リ法規則 2 条 1 項 4 号、同 3～7 項）

＜必要義務規定＞

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 施工時の体制

- ① 監理技術者、主任技術者又は解体工事業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業登録の標識を掲示しなければなりません。
- ② 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます（上記主任技術者等が兼務することが望まれます）。
- ③ 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画等に基づき施工しなければなりません。そのため、これらの内容について、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うことが望まれます。

2. 分別解体

Co 塊、木くず等特定建設資材廃棄物の再資源化を促進させるため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるよう、建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体することが必要です。

■施工方法の基準

次の手順を原則としています。また、その方法は手作業、手作業及び機械による作業によらなければなりません。建築物の解体工事の①、②については、手作業によることが原則です（施工の技術上困難な場合を除く）。

●建築物の解体工事

- ① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し
内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと
 - 1) 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材（＊）
 - 2) 木材
- ② 屋根ふき材の取り外し
- ③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除いたもの）の取り壊し
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

＊木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

●工作物の解体工事

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

3. 現場での分別徹底

建設副産物の多くは再生利用が可能なものですが、混ぜてしまうと「ごみ」、分ければ「資源」となります。施工者は、分別に当たっては次のようなことに留意してください。

- ① 建設発生土と建設廃棄物
建設発生土は廃棄物処理法の適用を受けませんが、建設廃棄物が混入したものは廃棄物と判断されますので分別を徹底しなければなりません。
- ② 一般廃棄物と産業廃棄物
作業員の生活に伴って発生する飲料の容器や弁当がら（特に生ごみ）などの一般廃棄物となるものは、産業廃棄物との分別を徹底しなければなりません。
- ③ 再資源化が可能な物の分別
製品端材や梱包材等は、メーカー等が廃棄物処理法の広域認定を取得して再資源化しているものがあります。また、さまざまな再資源化施設で、マテリアルリサイクルや熱利用しているものもあります。このような物の再資源化のためには、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要となります。
- ④ 安定型処分品目と管理型処分品目
安定型処分場での処分が可能な品目（安定 5 品目：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）に管理型処分場への持込が必要な品目（燃え殻、木くず等）が混合しないように分別を徹底しなければなりません。なお、混合したものは安定型処分場への持込はできません。特に、廃棄物処理法の改正により「廃石膏ボード」は安定型処分場での処分ができなくなりましたので注意が必要です。

4. 現場での保管

現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望めます。しかし、一時現場内で保管することが必要な場合には、雨水浸透の処理対策や粉じん等の防止対策等、次のような項目について留意し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう保管することが必要です。

- ① 飛散・流出しないようにし、粉じん飛散防止や浸透防止等の対策をとること。
- ② 悪臭が発生しないようにすること。
- ③ 分別する廃棄物ごとに容器（コンテナ等）を設け、保管物の種類や責任者を表示すること。
- ④ 可燃物の保管には消火設備を設けること。
- ⑤ 作業員等の関係者に周知徹底すること。

5. 現場内利用

建設副産物の搬出を抑制するため、建設副産物を現場内で改良・破砕等を行った後、当該現場で資材として利用することも検討してください。その例としては次のようなものがあります。

- ① 建設発生土（改良して埋め戻し材へ）
- ② Co 塊、As 塊（破砕して路盤材等へ）
- ③ 建設発生木材（伐採材など）（破砕してマルチング材等として利用）
- ④ 建設汚泥（脱水、固化等して盛土等へ）

②、③、④の場合には、廃棄物の処理となりますので、処理施設の設置に当たっては廃棄物処理法の許可が必要となる場合があります。

6. 縮減

最終処分場へ搬出される物については、その量を抑制するため、縮減を実施することが望めます。その際、周辺環境への影響にも十分配慮してください。

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 施工時の体制

明示した条件に基づき工事が実施されるよう施工者を指導することが必要です。そのために、建設副産物対策の責任者を明確にすることが望めます。

2. 分別解体

適正に分別解体されているか、現場での確認に努めることが必要です。

3. 現場での分別徹底

分別が徹底されているか、現場での確認に努めることが必要です。

4. 現場での保管

適正に保管されているか、現場での確認に努めることが必要です。

5. 現場内利用

適正に現場内利用されているか、現場での確認に努めることが必要です。

6. 縮減

適正に縮減されているか、現場での確認に努めることが必要です。

⑭ 副産物の再資源化・適正処理**対象者（黒字）**

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものについて、再資源化等を行わなければなりません。）
（建リ法 16 条）**<必要義務規**

建設リサイクル法に定める対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化を行わなければなりません。

なお、木材についても再資源化を行わなければなりません。が、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無く、再資源化を図ろうとする受注者に過大な負担がかかる場合に限り、焼却等によりその容積を減らすこと（縮減）で足りるとされています。

再資源化施設に持ち込む際には、受入条件に適合するよう工事現場において分別・破碎（小割）等を行うことも必要です。

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の基準に従い処理しなければなりません。また、処理を委託する場合には、運搬と処理についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約しなければなりません。

(廃法 12 条、同 12 条の 2、同 12 条の 3、同 12 条の 4)

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 建設発生土

建設発生土は廃棄物処理法の適用は受けませんが、その発生及び搬出に当たり、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければなりません。また、建設発生土を運搬する場合は、次の事項に留意する必要があります。

- ① 運搬車両等の適正化
 - ・ 過積載とならないよう徹底する（過積載運転を要求した場合も罰せられます）。
 - ・ 飛散・流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用する。
- ② 運行管理等の徹底
 - ・ 安全の確保及び振動、騒音、粉じん等の防止など、公衆災害の防止に努める。
 - ・ 運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努める。

工事間利用できない建設発生土を、受入地において埋立や盛土を行う場合は、次の事項に留意する必要があります。

- ① 土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。
- ② 元請業者は建設発生土の受入地での埋立や盛土を下請業者に行わせる場合においても、受入地での施工が適切に行われるよう指導・確認する。

なお、発注者においても、建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努めることが必要です。

2. 建設廃棄物

■自己処理を行う場合

事業者が、自ら処理する場合は、「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」（廃令 6 条）に従い処理しなければなりません。自社運搬する場合には、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面を携行することが必要です。現場内で脱水や破碎等の処理を行う場合でも、下記の施設は産業廃棄物処理施設として許可を受ける必要があるほか、技術管理者を置かなければなりません。③の場合には、元請業者が現場内に設置する移動式の破碎機は設置許可不要とされています（自治体の環境部局によって対応が異なりますので、環境部局へ事前に相談してください）。また、①の場合も一定条件を満たす場合は手続きを必要としないとされています。

許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

処理施設名	規模
① 汚泥の脱水施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの（石炭で発熱、水和する施設を含む）
② 汚泥の乾燥施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの（天日乾燥は 100m ³ を超えるもの）
③ 木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5 t/日を超えるもの（現場での移動式破碎機は除く）

廃棄物処理法では、廃棄物の種類ごとに処分基準が定められています。処分基準の異なる廃棄物が混合している場合は、混合している廃棄物のうち最も厳しい処分基準に従わなければなりません。このため、安定型処分場に安定型産業廃棄物以外の品目が混入しないように、徹底した分別と保管が必要です。

■収集運搬、処理を委託する場合

- ① 建設廃棄物の収集運搬、処理を委託する場合は、当該産業廃棄物の収集運搬、処理の許可業者に委託するなど、「事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準」（廃令 6 条の 2）を遵守しなければなりません。
- ② この場合、元請業者が収集運搬と処分について許可業者と各々書面により委託契約する必要があります（2 者契約の徹底）。
また、下請負人が廃棄物処理業の許可を有している場合にあっては、建設工事（解体工事を含む）の下請負契約と廃棄物処理委託契約は、それぞれ別個に契約することが望まれます。
- ③ 適正な委託を行わない状況で、受託業者が不法投棄等を行ったときには、委託基準違反として委託者に責任が及ぶことになります。このため、妥当な委託費用をもって適正な委託契約を行い、併せて契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する必要があります。
- ④ 委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。

3. 特別管理産業廃棄物

吹付けアスベスト除去工事に伴い発生する飛散性アスベスト等の特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集・運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者に処理を委託しなければなりません。処理方法については、除去工事業者と十分に打合せを行っておく必要があります。

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

1. 建設発生土

建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努めることが必要です。

2. 建設廃棄物

発注者においても、建設廃棄物が適正に運搬、処分されたか確認に努めることが必要です。

STEP 3 竣工後

⑮ 実績記録の作成・報告・保管 ⑯ 完了報告の受領・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。

(建リ法 18 条、建リ法規則 5 条) **<必要義務規定>**

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

■報告事項

- ① 再資源化等が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化等に要した費用

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握して記録するとともに、工事完成後 1 年間保続しなければなりません。

(資法 15 条、同 34 条、再生資源判断省令 8 条 3 項、同 4 項、指定副産物判断省令 7 条 3 項、同 4 項の 36)

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握し、記録を 1 年間保存し、発注者の求めに応じて提出しなければなりません。

また、廃棄物処理計画についても実施状況を把握し記録を保存すること、建設副産物が適正に処理されたことを現場や書面等により確認することが望めます。

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

発注者についても、計画の実施状況等を提出させるなど、発注者として建設副産物が適正に処理されたことを確認すること、現場に廃棄物が残置されていないか確認することが望まれます。

また、明示した条件（数量等）に変更が生じた場合には適切に設計変更することが望まれます。

<国土交通省管轄工事の運用>

国土交通省発注工事においては、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を施工計画に含めて提出させることとしており、地方自治体が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

民間工事においても、これに準じて運用することが望まれます。

→**関連通知**「建設リサイクル推進に係わる実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況の報告を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長（以下「都道府県知事等」）に提出しなければなりません。

（廃法12条の3 6項、同規則8条の27、廃法12条の5 8項、同規則8条の36）

<必要義務規定>

対象者（黒字）

発注者

元請業者

協力業者（下請負人等）

電子マニフェストを利用した場合にあっては、情報センターが集計して都道府県知事等に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事等に報告する必要はありません。

(2) 現場実務のチェックリスト

建設リサイクル法が適用される工事についてのチェックリストです。

チェックの項目	実施の主体		
	発注者	元請業者	協力業者
①事前調査（計画・設計）			
■「リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）」の作成	□※1	—	—
■再生資源の利用の検討	□※1	□	—
②発注計画の作成等（積算・発注）			
■「リサイクル計画書（積算段階）」の作成	□※1	—	—
■リサイクル原則化のルール適用	□※1	—	—
■適正積算	□※1	□	—
■設計図書への条件明示	□※1	□	—
③事前調査 ④現場分別等の計画の作成			
■事前調査の実施	—	□	—
■分別解体等の計画等の作成	—	□	—
⑤発注者への説明 ⑥受領・確認			
■届出事項の説明、受領・確認	□	□	—
⑦工事請負契約			
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	□	□	—
⑧事前届出			
■工事の届出	□	—	—
⑨施工計画の作成等			
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成	□※1	□※2	—
■廃棄物処理計画の作成	□※1	□※1	—
⑩届出事項の告知・確認 ⑪工事下請負計画			
■届出事項を下請負人に告知・確認	—	□	□
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	—	□	□
⑫工事着手前の措置（事前措置）			
■事前措置の実施	—	□	□
⑬施工（分別解体等）			
■技術管理者等の設置と標識の掲示	□※1	□	□
■分別解体等の実施と分別の徹底	□※1	□	□
■現場での適切な保管	□※1	□	□
■現場内利用の検討	□※1	□	—
■縮減の検討	□※1	□	—
⑭副産物の再資源化等・適正処理			
■特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	□※1	□	—
■廃令6条に従い処理（自己処理の場合）	□※1	□	—
■廃令6条の2に従い委託（処理を委託する場合）	□※1	□	—
■産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用	□※1	□	—
⑮実績記録の作成・報告・保管 ⑯完了報告の受領・確認			
■再資源化等の完了の報告、写しの保存	—	□	—
■再資源化等の完了の受領・確認	□	—	—
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録	□※1	□※2	—
■マニフェストの年度集計と報告	—	□	—

【凡例】

・ □：必須義務 □：実施又は指導の努力義務

※ 1：公共工事においては実施義務又は指導義務が定められている

※ 2：公共工事においては実施義務が定められているが、民間工事においては再生資源判断省令・指定副産物判断省令により、一定規模以上の工事の場合に実施義務が定められている。